

令和 3 年度予算概算要求の概要

計画課関係公共事業の概要

令和 2 年 9 月

水産庁

令和3年度水産基盤整備事業概算要求のポイント

○ 概算要求額

- ・ **水産基盤整備事業(公共)**: 86,782百万円(対前年比122.0%)

〔 令和2年7月21日閣議 財務大臣発言要旨「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」に沿って、対前年同額要求に加え、緊要な経費を要望。 〕

- ・ 防災・減災、国土強靭化緊急対策に係る経費や、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討
- ・ 「漁港機能増進事業(非公共事業)」 2,000百万円(対前年比200.0%)を別途要求

○ 重点課題

漁港漁場整備長期計画(平成29年3月閣議決定)の着実な推進とともに、水産改革に即した水産業の成長産業化のため、以下の対策を重点的に推進

- (1) 水産業の競争力強化と輸出促進に向けた生産・流通機能強化対策
 - ・ 水産物の流通拠点における水産物の集出荷機能の集約・強化
 - ・ 養殖業発展のための環境整備
- (2) 漁場環境の変化に順応した広域的な水産資源の回復対策
- (3) 大規模自然災害に備えた漁業地域の強靭化対策
- (4) 漁村の活性化に向けた漁港ストックの最大限の活用

令和3年度概算要求 水産基盤整備事業の概要①

(1) 水産物の生産・流通機能強化対策

集出荷機能の集約・強化

【課題と対応】

- ・水産物の世界的需要と、漁獲証明への関心の高まり
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大

- ・集出荷機能の集約・強化と衛生管理対策の推進
- ・産地市場におけるトレーサビリティの推進

○高度衛生管理型荷さばき所 ○漁港のICT化



養殖業発展のための環境整備

【課題と対応】

- ・養殖水産物への世界的な需要の高まり
- ・養殖業の成長産業化の推進

- ・養殖場等の生産拠点の大規模化を推進
- ・沖合や陸域への養殖適地の拡大

○沖合静穏域確保による養殖適地の拡大



○養殖生産拠点の整備



(2) 水産資源の回復対策

【課題と対応】

- ・水産資源の低迷
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境変化

○生物の生活史に対応した漁場整備

マスター・プランに基づく計画的な整備



○魚介類を育む藻場の再生



○漁場のICT化の推進



以下を拡充要求

港湾背後における流通機能強化

- 漁港に加え港湾背後において衛生管理の高度化を図るための施設の整備



衛生管理型市場
(荷さばき所)



加工施設（冷凍施設）

漁港のICT化の更なる推進

- 情報処理施設を岸壁や荷さばき所等と一体的に整備

※赤字拡充



養殖業成長産業化への対応

- 養殖生産拠点等における生産力の向上を図るための施設の整備



養殖用陸上
種苗生産施設



漁港施設用地
への屋根整備

環境変動に対応した漁場の整備

- 環境変動への適応策の実証による順応的な漁場整備を展開



モニタリング

事業実施主体、地方公共団体、有識者、研究機関等で構成する協議会と連携して生態系全体の生産力の底上げを図る

一定規模以上の水産物流通の拠点となる港湾においても、衛生管理に対応した衛生管理型市場（荷さばき所）や製氷施設、加工施設（冷凍施設）の整備を実施

養殖用種苗の増産や品質管理の強化などにより、生産性・収益性の向上を図る

令和3年度概算要求 水産基盤整備事業の概要②

(3)漁業地域の強靭化対策

【課題と対応】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波が切迫
- ・台風・低気圧災害の激甚化

- ・被災後の水産業の早期回復等の拠点となる漁港での施設の地震・津波対策の推進
- ・台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進

- 耐震強化岸壁等の整備 ○漁港施設の耐浪化



(4)漁港ストックの最大限の活用

【課題と対応】

- ・多くの施設が老朽化し、維持・更新費用が増大
- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下

- ・漁港施設の計画的な長寿命化対策
- ・漁港の静穏水域の増養殖場への活用

- 漁港ストックの長寿命化対策



- 漁港の有効活用

* 漁村における生活インフラの整備事例 (交付金事業)



漁業集落排水施設



水産飲雜用水施設



漁業集落道



防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を都道府県・市町村の裁量で実施

以下を拡充要求

大規模自然災害への対応力強化

- 非常時の電源を確保するための施設の整備



非常用電源の導入



電源施設の高架化

大規模災害発生時等における主要電源の喪失時にも、電力供給を可能とする非常用電源の導入や、浸水リスクに対応した電源施設の高架化を実施

計画的な施設整備・維持の推進

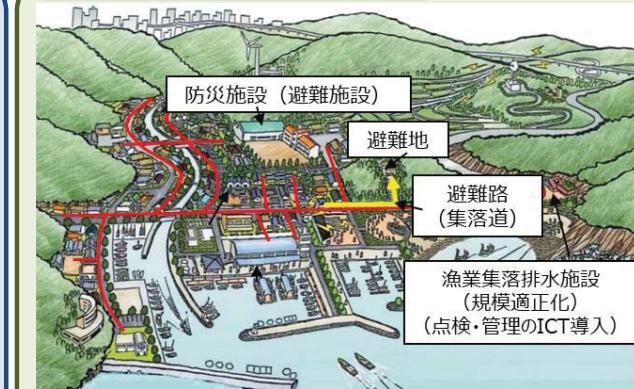
- 「高度衛生管理型荷さばき所」の機能保全を補助対象化



床面の剥離や段差によって発生する雑菌繁殖のリスクを解消

梁の錆などの落下による異物混入のリスクを解消

* 生活インフラの強靭化



漁業集落排水施設や避難地等の整備を補助事業により、計画的・集中的に実施

水産基盤整備事業概算要求の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R2'予算額	R3'要求・要望額	対前年比
水産基盤整備事業	71,133	86,782	1.22
直轄特定漁港漁場整備事業	17,228	21,546	1.25
うちフロンティア漁場整備事業	2,500	3,000	1.20
うち直轄漁港整備事業（北海道）	14,628	17,846	1.22
うち直轄漁港整備事業（沖縄）	100	700	7.00
水産物供給基盤整備	27,643	36,337	1.31
水産流通基盤整備事業	5,936	13,222	2.23
水産基盤ストックマネジメント事業	17,204	17,873	1.04
漁港施設機能強化事業	4,503	5,243	1.16
水産資源環境整備	22,904	24,177	1.06
水産環境整備事業	13,704	13,974	1.02
水產生産基盤整備事業	9,200	10,203	1.11
漁村総合整備	-	1,440	皆増
水産基盤整備調査（直轄・補助）	515	515	1.00
作業船整備費	18	18	1.00
後進地域補助率差額	2,825	2,749	0.97

※このほか、東日本大震災の被災地復興対策（復興庁計上）として84百万円を計上。

※端数において合計と一致しない場合がある。

港湾背後における水產物流通機能の強化 ～水產物集出荷機能集約・強化対策事業の制度拡充～

1. 目的

水産政策改革に則して、競争力ある流通構造の確立や新たな資源管理体制の構築を推進するとともに、2030年までに水產物の輸出額を1.2兆円とする政府目標の達成に向けて、水產物の流通の高度化を図ることが重要である。

このため、従来から、水產物の流通の拠点となる漁港において、一貫した衛生管理対策として、屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進してきたところである。

一方、全国の水揚げ量の約1/4を占める港湾においては、衛生管理対策の遅れなどが課題として顕在化しているところであり、水産政策改革を推進する上では、これら課題の解決が急務である。

このため、水產物を多く取り扱う港湾においても、流通機能の強化を水產基盤整備の一環と捉え、漁港と同様に衛生管理対策やICT化の計画的な推進を図る。

2. 拡充の内容

水產物を多く取り扱う港湾における流通の高度化を図るため、港湾の背後地において岸壁等と一緒に機能する衛生管理型市場（荷さばき所）、製氷施設、加工施設（冷凍施設）等の整備を実施する。)

3. 採択要件

既存事業と同様の採択要件に加え、港湾管理者が行う岸壁等の整備等と連携して実施すること

- | | |
|---|---|
| 水產物集出荷機能集約・強化対策事業を実施し、
・水產物の取扱量 8,000 トン/年以上かつ取扱金額 14 億円/年以上
・産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能を集約し、水產物の取扱量 3,000 トン/年以上
等の要件を満たす地区 |) |
|---|---|

4. 事業実施主体

都道府県、市町村、水産業協同組合

5. 補助率

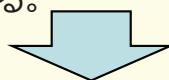
既存事業と同様の補助率（1／2等）

港湾背後における水産物流通機能の強化

- 水産政策の改革に則し、水産物の流通構造改革や新たな資源管理体制の構築を推進。
- 水産物流通を多く取扱う港湾において、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等が行う岸壁等の整備と一体的に機能する衛生管理型市場等の整備を可能とする。

＜現状と課題＞

- ・これまで流通拠点漁港において、品質・衛生管理の高度化を図るために、屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷、冷凍・冷蔵施設等の整備等の導入を推進してきたところ。
- ・一方、水揚げの約1/4を占めている港湾においては、これらの取組は進んでおらず、港湾における水産物の流通の高度化等が求められている。



＜今後の対応＞

- ・水産政策の改革に則し、水産物の流通構造改革や新たな資源管理体制の構築を推進とともに、2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円とする政府目標の達成に向けて、水産物流通の高度化等を図る。
- ・このため、一定規模以上の水産物の流通の拠点となる港湾において、漁港と同様に、水産物の集出荷機能の高度化等に必要な「衛生管理型市場（荷さばき所）」、「製氷施設」及び「加工施設（冷凍施設）」等の整備を支援。

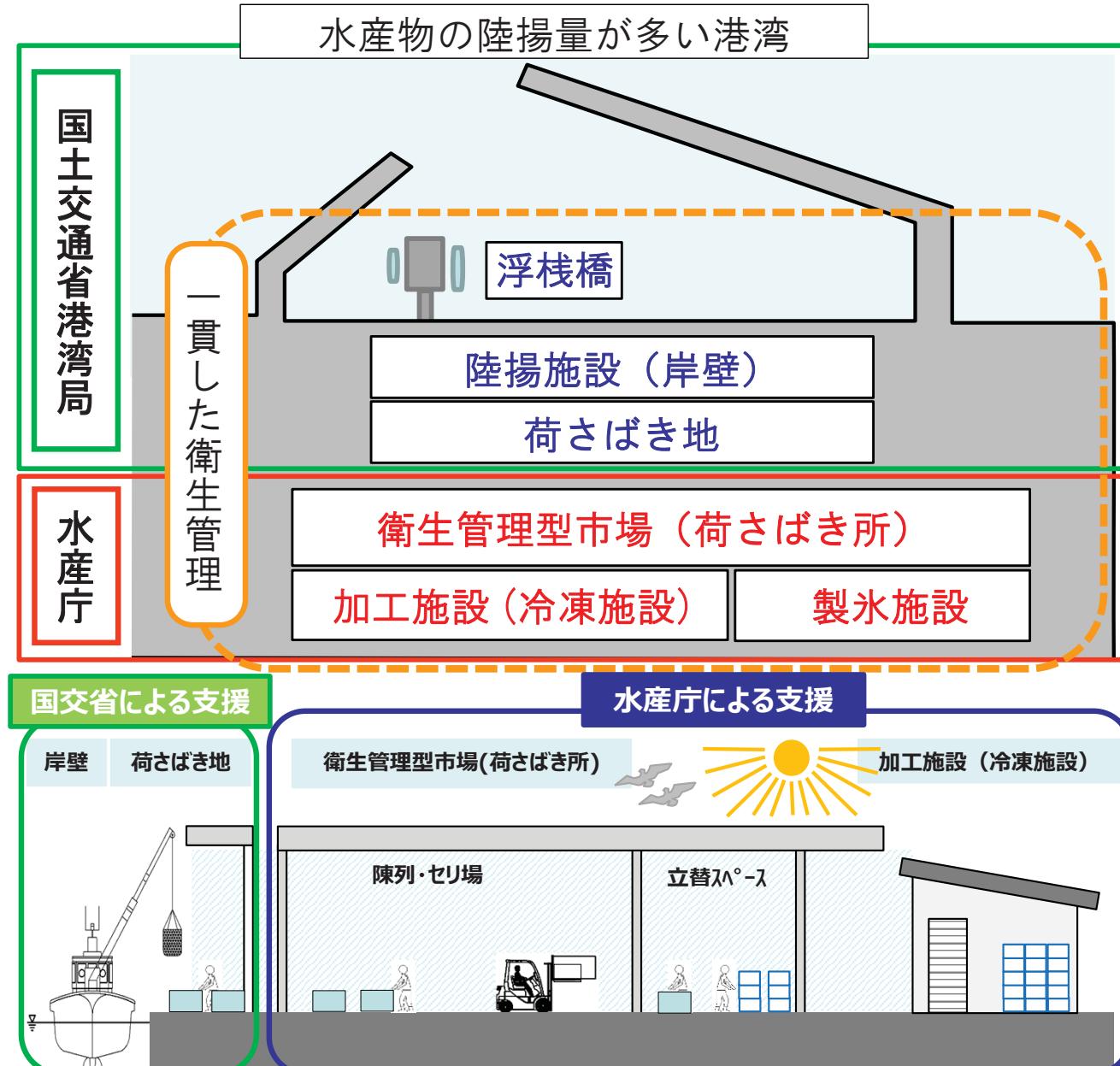
＜拡充の内容＞

- 一定規模以上の流通の拠点となる港湾において、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等の行う岸壁等の整備と一体的に機能する集出荷等に必要な衛生管理型市場（荷さばき所）等の整備を推進。

※水産物の取扱量8千トン以上かつ取扱金額が年間14億円以上の港湾であり、以下を満たすものに限る。

- ① 必要な衛生管理基準等を満たしうる施設
- ② 基本計画を作成し、水産庁及び国土交通省港湾局より認定を受けたもの

- 事業主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1／2等



水産物流通の拠点における I C T の活用推進 ～水産物集出荷機能集約・強化対策事業の制度拡充～

1. 目的

水産政策の改革に基づく新たな資源管理システムの実効性を高め、水産業の成長産業化を実現するためには、産地市場における情報の迅速かつ正確な収集・集積が必要となっており、それを実現するための手段として、I C T 技術の活用が急務となっている。

また、現在、競争力ある流通構造の確立のため、漁獲証明制度の法制化の検討が進んでおり、その中で「証明の発行や漁獲情報の伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的システムの構築について検討」することとされているなど、産地市場における I C T 技術の導入は、益々重要度が高まりつつある。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国的に密閉・密集・密接の 3 つの密を避けた新しい生活様式、生産方式に移行する必要がある。

しかしながら、産地市場においては、情報の多くが未だに手作業で取り扱われており、集計・整理作業に多大な時間を要する上に、作業の中で誤りを生じる可能性が高い状態にある。また、荷さばき、せり、入札時には、衛生管理対策に伴う密閉空間において、漁業者・買受人、市場関係者などの大人数が密集、密接状態となることが課題となっている。

このため、産地市場における I C T 技術の活用を推進することにより、水産物の流通の効率化、省人化・省力化の取組を進め、資源管理やトレーサビリティをはじめとする多様な情報の活用や感染症対策が可能な体制構築を図る。

2. 拡充の内容

迅速な水揚げ情報等の収集体制の整備を可能とする情報処理施設を岸壁や荷さばき所等の整備と一体的に実施する。

3. 採択要件

既存事業と同様の採択要件

- 水産物集出荷機能集約・強化対策事業を実施し、
- ・水産物の取扱量 8,000 ㌧/年以上かつ取扱金額 14 億円/年以上
 - ・産地市場の統廃合等に伴って集出荷機能を集約し、水産物の取扱量 3,000 ㌧/年以上等の要件を満たす地区

4. 対象地区

T A C 対象魚種を多く取り扱う産地市場を有する地区

5. 事業実施主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

6. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2 等）

水産物流通の拠点におけるICTの活用推進

- 新たな水産資源管理の実効性を高め、競争力ある流通構造の確立を図るとともに、省人・省力化を図るため、水産物流通の拠点における情報通信技術（ICT）を備えた施設等の整備を推進。

＜現状と課題＞

- 新たな資源管理とトレーサビリティの実施等による競争力のある流通構造の確立を図るために、産地市場におけるICT化が必要。
- 一方、取り扱われる情報の多くは電子化が遅れており、即時性や正確性に課題。
- また、荷さばき、せり、入札時には市場関係者が密集しており、省人化・省力化が必要。

水産物流通の拠点におけるICT化の推進

□：拡充内容

ICT化対策

タブレット端末



ICタグ付きタンク



自動計量機器



電子入札



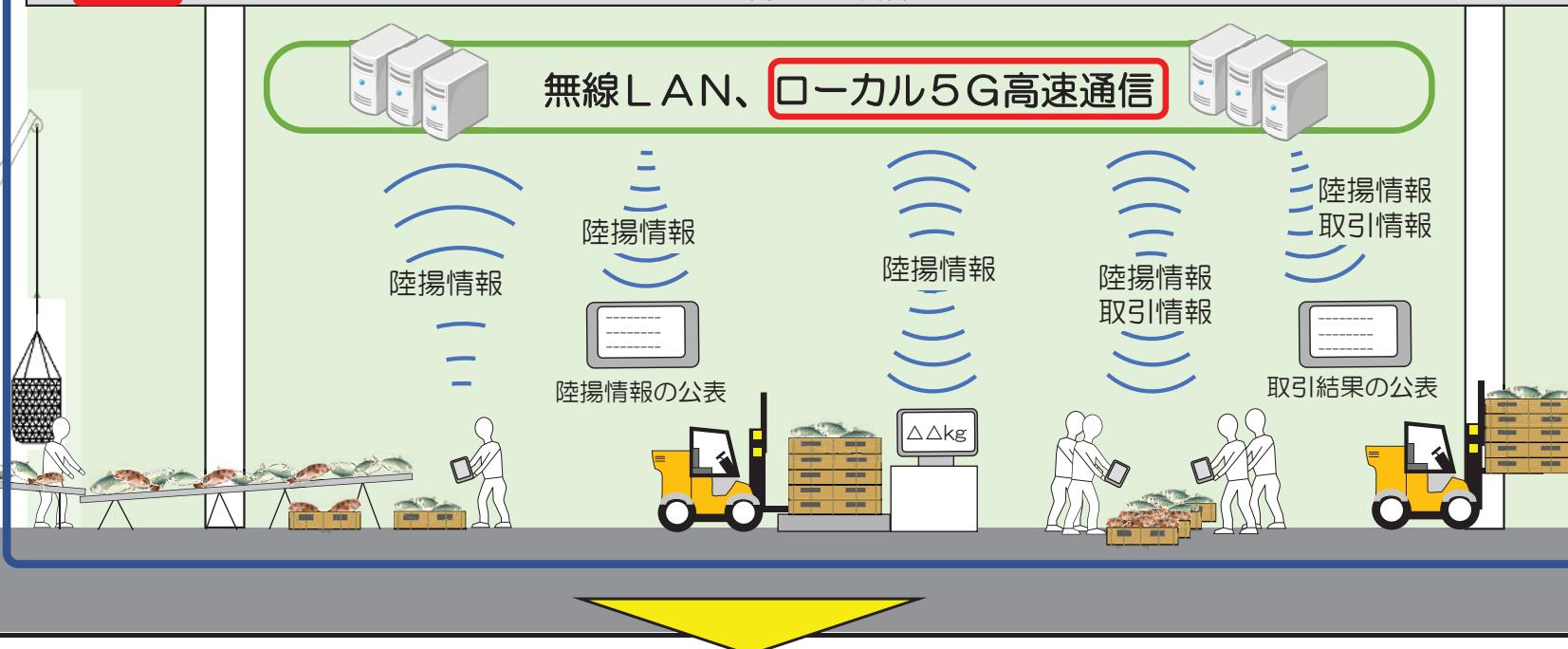
陸揚・取引情報の表示



← 岸壁 →

荷さばき所

無線LAN、ローカル5G高速通信



＜拡充の内容＞

- 漁獲情報等の膨大かつ多様な情報を電子的に取り扱うことができる情報通信技術（ICT）の導入を、岸壁や荷さばき所等の施設整備と一緒に実施する。
 - ・情報処理施設（自動計量器等、無線LAN、ローカル5G高速通信 等）
- 事業実施主体：
国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1／2 等

資源管理や漁獲証明への活用、新型コロナウイルス感染症への対応

漁港施設の効率的な維持管理の促進 ～水産物供給基盤機能保全事業の制度拡充～

1. 目的

品質・価格面で競争力ある水産物の流通機能の強化に向けて、平成19年度以降、高度衛生管理型荷さばき所の整備を推進している。

一方、整備後一定期間が経過した施設については、老朽化が進行することにより、床面の剥離による雑菌の繁殖や、壁や柱の腐食による異物混入などの食品衛生上のリスクが高まるとともに、これを放置することで、さらにメンテナンスコストが肥大化し、水産物流通の起点となる市場における品質・衛生管理対策の実施に支障をきたす恐れが生じている。

今般、食品衛生法が平成30年6月に改正されたことにより、水産物卸売市場を含む食品等事業者にHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施が義務となり、既存の施設機能の適切な維持が一層重要となってきている。

このため、衛生管理対策を含めた荷さばき所の維持管理を行い、施設のライフサイクルコストの適正化を図ることができるよう、高度衛生管理型荷さばき所を「水産物供給基盤機能保全事業」の対象とすることとし、計画的な機能保全対策を支援する。

2. 拡充の内容

水産物供給基盤機能保全事業の対象施設に高度衛生管理型荷さばき所を追加する。併せて、事業実施主体に施設管理者を追加する。

3. 事業実施主体

漁港管理者、施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）

4. 補助率

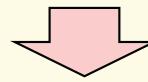
既存事業と同様の補助率（1／2等）

漁港施設の効率的な維持管理の促進

- 高度衛生管理型の荷さばき所について、老朽化に伴う施設機能の低下を防ぐとともに、ライフサイクルコストの適正化を図るため、水産物供給基盤機能保全事業（ストマネ事業）の対象に「荷さばき所」を追加。

＜現状と課題＞

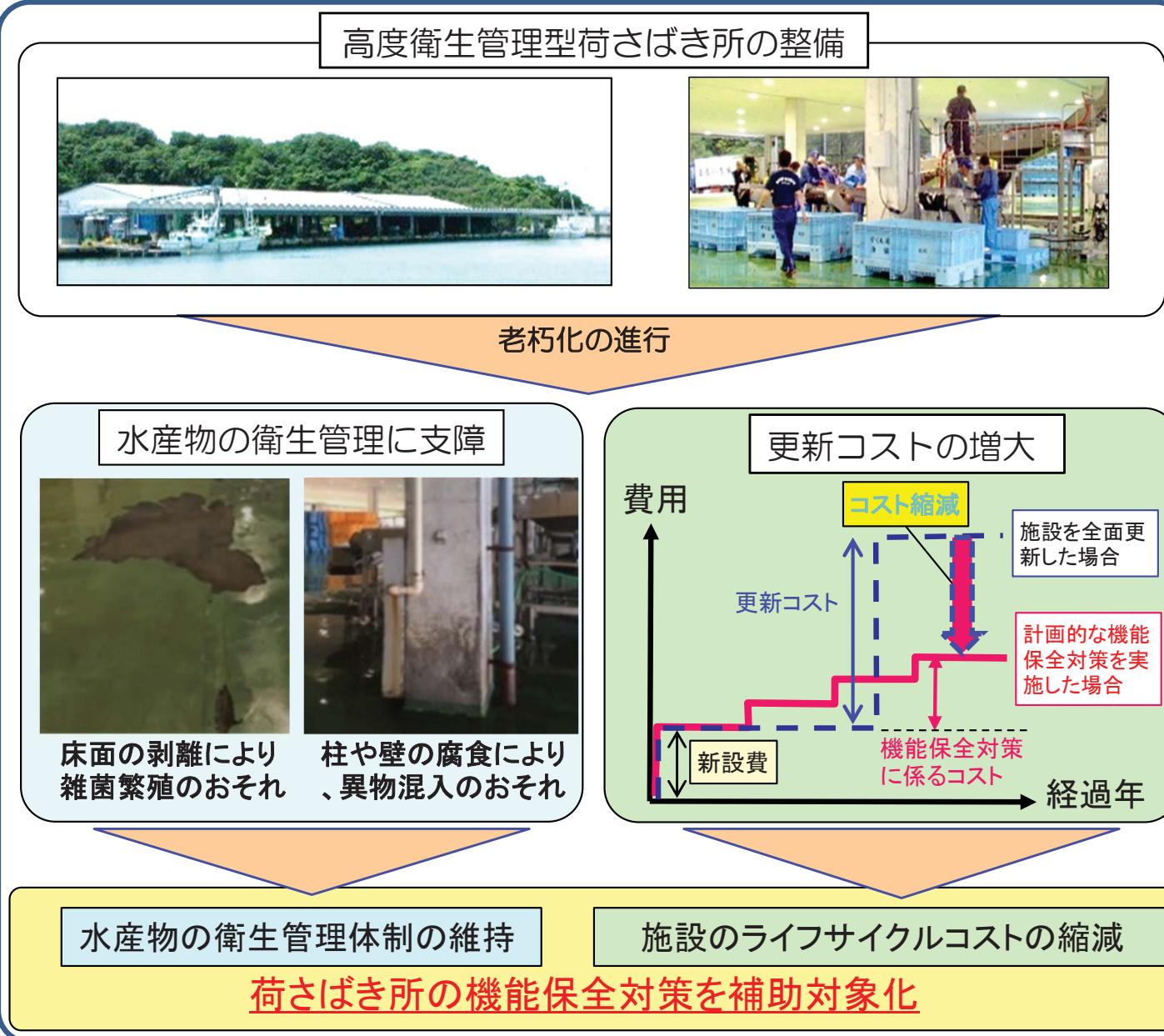
- 流通機能の高度化に向けて、平成19年度以降、高度衛生管理型荷さばき所の整備を支援
- 一方、整備から一定期間が経過し、荷さばき所は、老朽化の影響により、水産物の衛生管理上の大なりリスク
- このような中、平成30年6月に成立した改正食品衛生法により、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が義務化



- 高度衛生管理型荷さばき所の施設機能の維持を図るため、老朽化した荷さばき所におけるライフサイクルコストの適正化に基づいた機能保全対策を支援
- 効率的な施設の維持管理に向けて、事業主体に施設管理者を追加

＜拡充の内容＞

- 補助対象施設に「高度衛生管理型荷さばき所」を追加
- 事業実施主体に施設管理者(都道府県、市町村、水産業協同組合)を追加
- 補助率：1／2等



拠点漁港等における流通関連施設の非常電源確保対策 ～漁港施設機能強化事業等の制度拡充～

1. 目的

南海トラフ等の切迫する大規模地震・津波災害や、近年、激甚化する台風・低気圧災害等の大規模自然災害に備え、主要電源の喪失時の地域産業への影響を最小限に抑えるため、大規模自然災害時における電源確保を図る整備を推進する。

2. 拡充の内容

非常時における主要電源喪失時でも電力供給を可能とするため、電源施設の高架化及び非常用電源の設置を可能とする。

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、水産業協同組合

4. 補助率

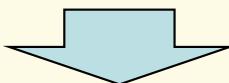
既存事業と同様の補助率（1／2等）

拠点漁港等における流通関連施設の非常電源確保対策

- 南海トラフ等の切迫する大規模地震・津波災害や、近年、激甚化している台風・低気圧災害等の大規模自然災害に備え、水産業等への影響を最小限に抑えるため、流通関連施設（荷さばき所等）の主要電源の喪失時でも電力供給を可能とする、非常時の電源確保を図る整備を推進。

＜現状と課題＞

- これまで、南海トラフ地震等の切迫する大規模地震・津波や、令和元年台風15号等に代表される、台風・低気圧災害の激甚化に対応するため、漁業地域の防災・減災対策を実施。



＜今後の対応＞

- 地震や津波に加え、激甚化する台風・低気圧災害に備え、漁業地域の防災・減災を図るために、非常時の電源確保対策が必要。

＜拡充の内容＞

- 流通拠点漁港等における流通関連施設（荷さばき所等）について、非常時における主要電源喪失時でも電力供給を可能とする整備（電源施設の高架化、非常用電源の設置等）を行う。

- 対象事業：漁港施設機能強化事業、水産流通基盤整備事業、水產生産基盤整備事業

- 事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合

※漁港機能強化事業については、施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）を追加。

- 補助率：1／2等

荷さばき所等における電源確保対策

荷さばき所や製氷・冷凍・冷蔵施設等への電力供給が停止したことにより、水産物の荷さばきや保蔵、氷の供給、流通等に著しく支障



非常用電源の設置



電源の高架化により浸水を防止

養殖業成長産業化に向けた生産拠点の一体的整備 ～養殖業成長産業化推進事業の創設による制度拡充～

1. 目的

養殖業の成長産業化に向けて、養殖業をマーケット・イン型に転換し、国内外の地域の需要に対し、定質・定量・定時・定価格の養殖生産物の供給体制を構築することが重要。

しかし、安定的な養殖生産物の供給体制の構築のためには、養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、非効率な作業環境の改善などの課題がある。

このため、養殖業成長産業化総合戦略に基づき、養殖生産拠点等における生産・流通の一体的な施設整備を実施し、養殖業の生産性・収益性の向上、養殖適地の拡大、養殖作業の効率化等を図る。

2. 事業の内容

養殖業成長産業化戦略に基づく、養殖生産拠点等の一体的な整備。

- 作業環境の確保のための陸揚げ施設等の整備
- 安定的な種苗の確保のための種苗生産施設の整備【新設】
- 異物等の混入防止等のための用地への屋根整備【新設】
- 養殖適地の拡大のための消波施設等の整備、水深の確保、底質改善
- 海洋環境の変化を早急に確保するための漁場観測施設の設置
- 地域の生産量目標を達成するために必要となる養殖適地の選定や施設の検討に係る調査【新設】

3. 事業実施主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

4. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

養殖業成長産業化に向けた生産拠点の一体的整備

- 養殖生産拠点等における一体的な施設整備を実施し、養殖業の生産性・収益性の向上、養殖適地の拡大、養殖作業の効率化等を図る。

<現状と課題>

- 養殖業をマーケット・イン型に転換し、国内外の地域の需要に対し、定質・定量・定時・定価格の養殖生産物の供給体制を構築することが重要。
- 安定的な養殖生産物の供給体制の構築のためには、養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、非効率な作業環境の改善などの課題がある。

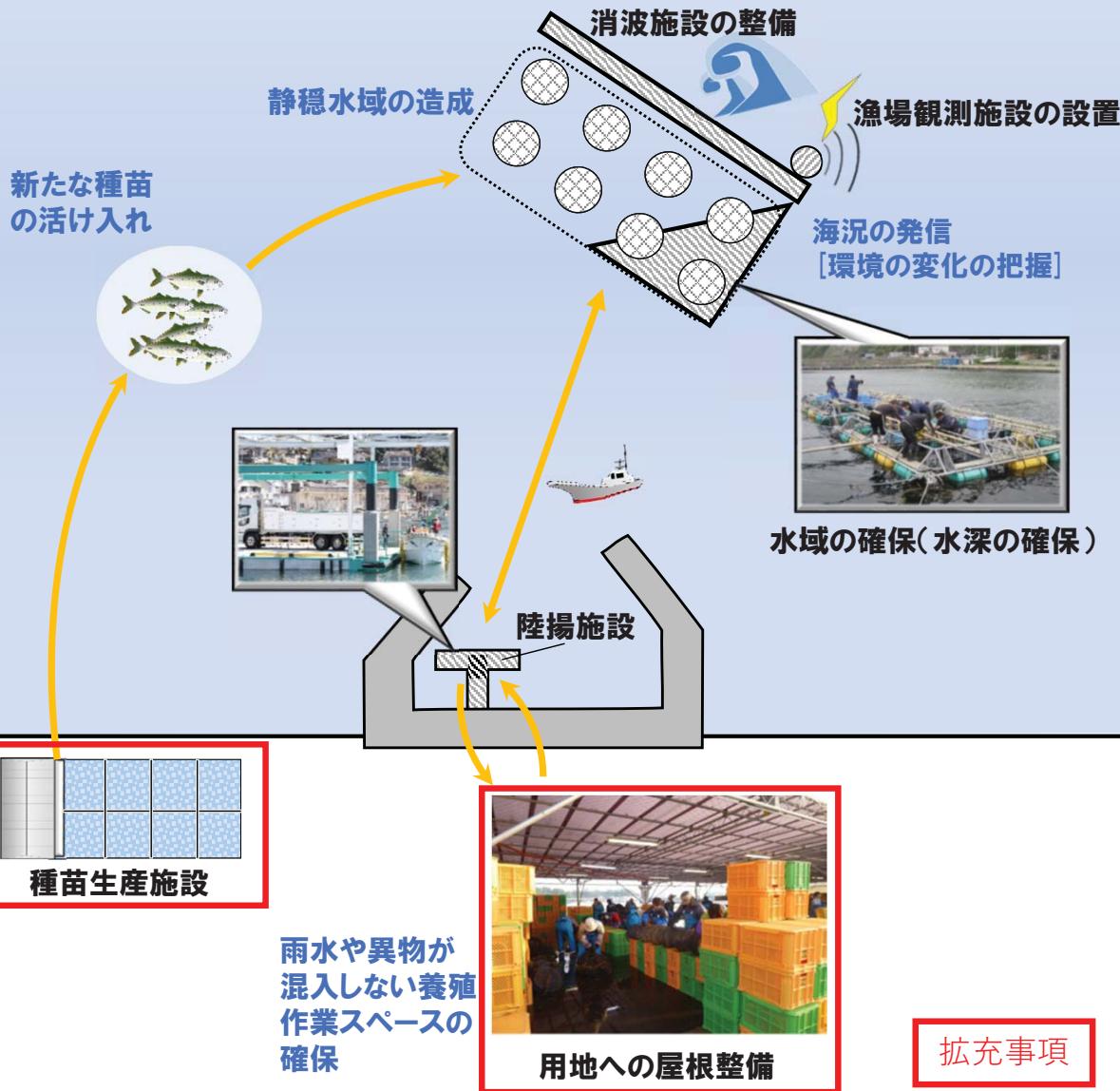
<対応方針>

一體的な施設整備により、生産性・収益性の向上を支援するとともに、養殖適地の拡大や養殖作業の効率化等を図る。

<拡充の内容>

- 養殖業成長産業化総合戦略に基づき、養殖生産拠点等における以下の施設整備を推進
 - ・安定的な種苗の確保のための種苗生産施設の整備
 - ・異物等の混入防止等のための用地への屋根整備
 - ・地域の生産量目標を達成するために必要となる養殖適地の選定や施設の検討に係る調査
- 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1／2等

<養殖生産拠点等における一體的な施設整備の展開イメージ>



海洋環境の変動に対応した漁場整備の展開 ～水産資源を育む水産環境保全・創造事業の制度拡充～

1. 目的

環境変動などによる漁場や回遊ルートの変化に伴い、サンマ・イカ・サケなどの魚種について歴史的な不漁が発生する一方で、日本海でのブリ・サワラの漁獲量の増加やハタ類などの南方系魚種の増加など漁場の構成種に変化がみられることから、これらに対応した漁業生産基盤の強化を図ることが必要であり、漁場の変化に適切に対応した、より速効性のある対策が求められる。

このため、事業途上においても柔軟に環境変動の影響に適応でき、事業計画のP D C Aサイクルがより強力に機能するよう、研究機関と連携した環境変動への適応策の実証として、試験礁の設置及びそれに対するモニタリングを可能とし、環境変動に応じた対象魚種の円滑かつ適切な活用を図る。

2. 拡充の内容

環境変動に伴う魚種や藻場の構成変化に対応した試験的な魚礁設置等の実証試験の実施及びこれに伴うモニタリングの実施。

3. 採択要件

既存事業と同様の採択要件に加え、以下を要件とする。

- ①環境変動による漁場構成種の変化があること
- ②研究機関等が事業に参画する体制があること

4. 事業実施主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

海洋環境の変動に対応した漁場整備の展開

- 漁場整備の順應的管理において、試験礁の設置などの実証試験の実施及び実証試験に対するモニタリングを実施し、海洋環境の変動に適応した漁場整備の展開を図る。

＜現状と課題＞

- 環境変動などによる漁場や回遊ルートの変化に伴い、サンマ・イカ・サケなどの魚種について歴史的な不漁が発生する一方で、日本海でのブリ・サワラの漁獲量の増加やハタ類などの南方系魚種の増加など漁場の構成種に変化がみられることから、これらに対応した漁業生産基盤の強化を図ることが必要。
- 環境変動に応じた対象魚種の円滑かつ適切な活用を図るために、漁場の変化に適切に対応した、速効性のある対策が必要。



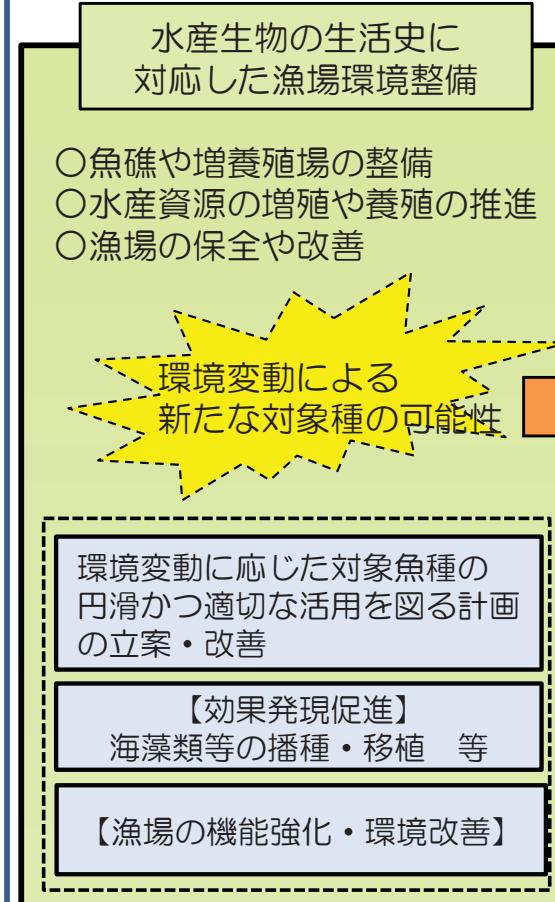
＜対応方針＞

- 事業途上において環境変動への適応策の実証を推進し、効果的に漁場の状況把握をすることで、PDCAサイクルをより強力に機能させる。

＜拡充の内容＞

- 水産資源を育む水産環境保全・創造事業において、環境変動に伴う魚種や藻場の構成変化に対し、より効果的な漁場整備を推進するため、新たに「環境変動対策」を位置づけ以下の取組を支援
 - ・試験的な魚礁設置等の実証試験
 - ・効果検証のためのモニタリング
- 採択要件：
 - ①環境変動による漁場構成種の変化があること
 - ②研究機関等が事業に参画する体制があること
- 実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1/2等

＜事業展開のイメージ＞

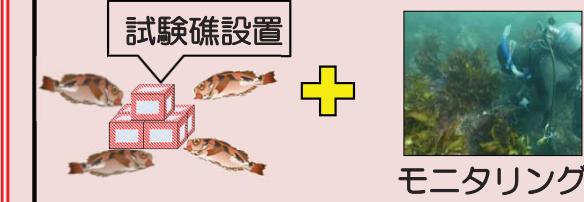


＜拡充事項＞

- 【環境変動への対策に係る協議体】事業実施主体、地方公共団体、有識者、研究機関等で構成する協議体を組織



【環境変動の適応策を実証】



水産生物の動態及び生活史に対応した良好な生息環境空間の創出による海域における生態系全体の生産力の底上げ

漁村における防災・生活インフラ整備の強化 ～漁村整備事業の創設～

1. 目的

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している漁村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて漁村の活性化を図るため、集落排水施設等の再編・強靭化など、漁村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

2. 事業の内容

漁村地域の生活に不可欠なサービスが持続的に提供できるよう、漁業集落排水施設等の再編・強靭化対策等を支援。

3. 採択要件

・漁業集落道を整備する場合

①～③のいずれかの要件を満たすこと

- ① 避難・救護活動・物資輸送等に必要な地域防災計画の避難路等であること
- ② 周辺に主要道路・鉄道があるなど適切な維持管理を怠ると被害が生じるおそれのあること
- ③ 施設の再編・集約・効率化を図ること

・漁業集落排水施設・水産飲雑用水施設を整備する場合

①～④のいずれかの要件を満たすこと

① 大規模であること

(漁業集落排水施設は供用人口500人以上)

(水産飲雑用水施設は供用人口300人以上)

② 浸水想定区域内にあること

③ 集排・配水区域内に防災拠点となりうる公共施設等が存在すること

④ 施設の再編・集約・効率化を図ること

・緑地・広場施設については、地域防災計画等に設定されている避難地であること

・集落防災安全施設については、災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのあること

※また、あわせて漁村インフラの強靭化等をより効果的に推進するために必要な調査・計画策定等について支援

4. 事業実施主体

都道府県、市町村

5. 補助率

既存事業（農山漁村地域整備交付金）と同様の補助率（1／2等）

漁村における防災・生活インフラ整備の強化

○漁村での生活に不可欠なサービスが持続的に提供できるよう、漁業集落排水施設等の防災・生活インフラの計画的・集中的な整備を補助事業により推進。

＜現状と課題＞

- 漁村では、地域の生活を支える漁村インフラの老朽化が進行するとともに、激甚化する自然災害への脆弱性が顕在化しており、人口減少等に対応した管理の効率化と併せて、インフラの持続性を確保していくことが大きな課題。
- 新型コロナウイルス感染症拡大によって地方移住への関心が高まっている機を捉え、リモートワーク等の「新たな日常」を支える地域社会の構築を通して、漁村の活性化を実現していく必要。
- 一方、漁村における防災・生活インフラの整備は、交付金事業により事業進捗を都道府県の裁量に委ねざるを得ない状況で、計画的・集中的な支援が困難であるほか、国が意図する計画的な事業進捗が図られないといった課題が発生。

＜拡充の内容＞

- 漁村インフラである、漁業集落排水施設、水産飲雜用水施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設を補助事業により、計画的・集中的に整備を推進。

また、あわせて漁村インフラの強靭化等をより効果的に推進するために必要な調査計画等について支援。

- 事業実施主体：都道府県、市町村
- 補助率：1／2等

＜漁村における防災・生活インフラの強靭化のイメージ＞



【参考】

令和3年度概算要求の概要

「漁港機能増進事業」<非公共>

<対策のポイント>

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めていくとともに、水産改革に即した水産業の成長産業化に向け、就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港施設の有効活用等に加えて、新たに水産物の流通高度化や漁港の災害対応力の強化に資する整備を支援します。

<事業目標>

- 水産物の流通・生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合（51% [平成28年度] → 60% [令和3年度まで]）
- 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合（66% [平成28年度] → おおむね100% [令和3年度まで]）

<事業の内容>

漁港の機能増進を図るため、以下の施設整備等を支援します。

1. 省力化・軽労化・就労環境改善施設

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

2. 有効活用促進施設

防波堤潮通し、港内の増養殖場、陸上養殖用水・排水施設、既存施設の増養殖施設への改良、港内・近接漁場の水域環境観測施設 等

3. 漁港の強靭化施設、災害対応力の強化

防波堤嵩上げ、防潮堤改良、機能保全計画の見直し、災害後の土砂等の撤去 等

4. 資源管理・流通高度化施設

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、体温測定設備、再生エネルギー利用施設、密漁等監視施設 等

<事業の流れ>

1/2等

都道府県

(事業主体が都道府県の場合)

国

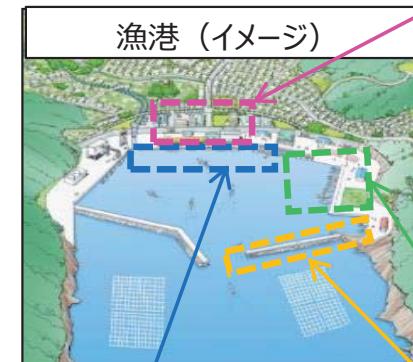
都道府県

市町村等

(事業主体が市町村等の場合)

1/2等

1/2等



【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

○浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化



<事業イメージ>

【資源管理・流通高度化施設】

○岸壁、荷さばき所の出入管理ゲート

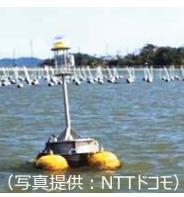


【有効活用促進施設】

○陸上養殖用水・排水施設



○港内・近接漁場の水域環境観測施設



(写真提供: NTTドコモ)

【漁港の強靭化施設、災害対応力の強化】

○防波堤嵩上げによる越波防止 ○災害後の土砂等の撤去による漁港機能の回復

